

平成30年3月19日  
午前10時開会  
議 場

1. 議事日程（第22日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第 2号 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について
2. 議案第 3号 上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
3. 議案第 4号 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第 5号 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案第 6号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6. 議案第 7号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7. 議案第 8号 上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8. 議案第 9号 上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について
9. 議案第26号 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）（所管部門）
10. 議案第30号 平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
11. 議案第35号 平成30年度上天草市一般会計予算（所管部門）
12. 議案第39号 平成30年度上天草市斎場特別会計予算
13. 議案第43号 平成30年度上天草市電気事業特別会計予算

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第10号 天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第11号 上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第26号 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）（所管部門）
4. 議案第31号 平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）
5. 議案第34号 平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）

- 6. 議案第35号 平成30年度上天草市一般会計予算（所管部門）
- 7. 議案第40号 平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 8. 議案第41号 平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 9. 議案第46号 平成30年度上天草市下水道事業会計予算
- 10. 議案第48号 市道路線の廃止及び認定について
- 11. 陳情第 1号 上小学校から上新田の用水路（大矢野川）のコンクリート蓋化（特に馬場公民館から上新田の用水路のコンクリート蓋化）の陳情

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- 1. 議案第12号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2. 議案第13号 上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 3. 議案第14号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 4. 議案第15号 上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定について
- 5. 議案第16号 上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定について
- 6. 議案第17号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7. 議案第18号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8. 議案第19号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 9. 議案第20号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 10. 議案第21号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11. 議案第22号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 12. 議案第23号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 13. 議案第24号 上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の制定について
- 14. 議案第25号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

15.	議案第26号	平成29年度上天草市一般会計補正予算(第9号)(所管部門)
16.	議案第27号	平成29年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
17.	議案第28号	平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)
18.	議案第29号	平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)
19.	議案第32号	平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
20.	議案第33号	平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)
21.	議案第35号	平成30年度上天草市一般会計予算(所管部門)
22.	議案第36号	平成30年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
23.	議案第37号	平成30年度上天草市診療所特別会計予算
24.	議案第38号	平成30年度上天草市介護保険特別会計予算
25.	議案第42号	平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
26.	議案第44号	平成30年度上天草市水道事業会計予算
27.	議案第45号	平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
28.	議案第47号	指定管理者の指定について
29.	議案第49号	工事請負契約の変更について
日程第4	議案第26号	平成29年度上天草市一般会計補正予算(第9号)
日程第5	議案第35号	平成30年度上天草市一般会計予算
日程第6	議案第50号	工事請負契約の締結について
日程第7	報告第2号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
日程第8	報告第3号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について)
日程第9	発議第1号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について
日程第10	発議第2号	上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博

1番 木下 文宣                      2番 何川 誠                      3番 嶋元 秀司

4番 切通 英博                      5番 宮下 昌子                      6番 西本 輝幸

7番 高橋 健                      8番 小西 涼司                      9番 新宅 靖司

10番 田中 万里      11番 北垣 潮      12番 島田 光久  
13番 津留 和子      14番 桑原 千知      15番 田中 辰夫

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
総務企画部長	和田 好正	市民生活部長	舛本 伸弘
建設部長	藤島 幸治	経済振興部長	村川 和敬
教育部長	中文近	健康福祉部長	辻本 智親
上天草総合病院事務長	尾崎 忠男	総務課長	山下 正
会計管理者	堀川 雅輔	水道局長	小西 裕彰

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	宇藤 竜一	局長 補 佐	松尾 伸之
主 事	木本 臣英		

---

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。去る3月15日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(北垣 潮君) おはようございます。

去る3月15日議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。追加議案等は議案1件、報告2件、議員発議2件の合計5件です。

まず、議案第50号、工事請負契約の締結については、急施を要する案件でございますので、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て、表決することに決定いたしました。

次に、報告第2、専決処分の報告について和解及び損害賠償額の決定について及び報告第3号、専決処分の報告について。工事請負契約の変更については、議会の委任による専決処分の報告です。

次に、発議第1号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について及び、発議第2号、上天草市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、提出者から説明を受け、これに対する質疑討論を経て、表決することに決定いたしました。皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

**○議長（園田 一博君）** お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第1 総務常任委員長報告

**○議長（園田 一博君）** 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第2号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてほか、12件を議題といたします。

総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

**○総務常任委員長（新宅 靖司君）** おはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月8日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

開会后、千巖山前島地区総合開発整備事業及び樋合リゾート開発事業に係る現地踏査を行いました。

まず、議案第2号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、本案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定についてでございますが、委員から修学部分休業に関しては、これまでどのように対応を行ってきたのかと質疑があり、執行部から、これまでは年休等で対応してきた。平成16年に公務員、地方公務員法が改正されたが、本市には修学部分休業の取得を希望する職員がいなかったことから、改正を行わなかったが、今回、取得を希望する職員から相談があったことから、今回新たに条文を追加したと答弁がありました。

この答弁に対し委員から、この改正によってどのような修学が想定されるのかと質疑があり、執行部から、大学卒業の学歴免許や、現在は准看護師であるが、修学によって正規看護師の資格を取得する等が想定されると答弁がありました。

本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、車賃の支給によって、姫戸統括支所の移転によって、額が変更されるのは理解できるが、龍ヶ岳町の額が変更されるのはなぜかと質疑があり、執行部から、姫戸統括支所の移転に伴い、改めて各庁舎間の距離計測を行ったところ、距離に差異が生じていたこと、現行の距離にあわせて改正を行ったと答弁がありました。

本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、合併後職員数が減少していく中で、統括支所長を課長級のみで担った場合、人材的にも人数的にも不足するとのことであるが、現在の5等級及び6等級の職員の職員数はどのようになっているかと質疑があり、執行部から、5等級の職員は45名、6等級は課長級であるため18名となっていると答弁がありました。

委員から権限職務位置づけは、これまでの統括支所長と変わらないと説明があったが、災害対応等を行う場合など、判断が必要となった場合、統括支所長の権限で判断を行ってよいのかと質疑があり、執行部から、災害時の対応については、災害対策本部が設置された場合、部単位の対策部が置かれ、統括支所は市民生活部の対策部となる。基本的には本部からの指示によって動くが、現場での判断の必要性がある場合には、これまでと変わらず現場での判断となると答弁がありました。

また、委員から、これまでも統括支所で担ってきている地域づくり支援や防災業務を新たに追加するとの説明であったが、その部分に関してどのように考えているのかと質疑があり、執行部から、地域づくり支援は統括支所の基本的な部分として与えられてきたと認識している。統括支所の事務分掌に記載のない事務等も行う必要があり、今回新たに追加するのは、例えばこれまで、担当課において地域で実施してきたイベント等を想定している。地域で行うイベントは地域で行うなど、地域づくり支援を意識してもらうため、今回、明文化する。防災業務に関しては、事務分掌に記載されているが、予算権限を持たせていなかったことから、消防団事務等を統括支所の消防主任が直接行えるようにすることや、危険箇所の確認、防災管理の点検など、統括支所の業務として意識してもらうよう考えていると答弁がありました。

また、委員から、合併時から比較すると統括支所の職員配置は非常に少なくなっていることや、今回の改正に伴い、住民感情として対等合併ではないのではないのかとの意見や、支所機能の

格下げと捉える方も多い。統括支所の窓口業務の民間委託のあり方等を含めて再検討を行っていたきたいと意見があり、執行部から、今回の条例改正の趣旨と窓口業務の民間委託は別の問題と考えており、今回は、現時点での実態に合わせて見直しを行うものである。窓口業務の民間委託を行うことで、業務量の減少により、職員数も減少していったものと考えている。今後、業務や予算の拡充など、統括支所の充実を図る場合は、議会と執行部で討論しながら、充実に向けて対応を行っていきたいと考えている。また、市に対する住民の声としては、地域に出向いて、地域に貢献できる職員を配置してほしいとの声が寄せられていることから、そのような職員の配置を想定していると答弁がありました。

この答弁に対し委員から、統括支所長は行政全般に精通している必要があることや、地元出身者で地元詳しい方が必要との意見があるが、この部分に関してはどのように考えているかと質疑があり、執行部から、行政全般に精通している職員が必要であると認識しているが、担当課と同等の知識を求めるのは困難である。来庁された市民の方からの相談等に対し、最低限答えられる知識を持っている必要はあると考えていると答弁がありました。

このほかにも質疑答弁を踏まえ、委員から修正案の提出がありました。修正案の内容につきましては、統括支所長の給与の等級を現行の条例のとおりに修正するものであります。

起立採決の結果、修正案は賛成少数で否決し、次に原案を起立採決した結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の改正によってどのような影響があるのかと質疑があり、執行部から、平成22年度までは研究手当を月額で支給していたが、平成23年度に赴任された医師が研究手当にかえて旅費を支給してほしい旨の依頼があり、旅費を支給してきた実情に合わせた改正であり、このような経緯の中で、今回、条例改正が行われていないことが判明したため、条例改正の提案を行ったと答弁がありました。

本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号、上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算第9号所管部門についてでございますが、委員から消防小型ポンプ積載車の減額について、今年度になぜ納入できなかったのかと質疑があり、執行部から、通常積載車の発注から納入まで約3カ月程度を要し、遅くとも12月までに発注する必要があったが、市全体で積載車の老朽化が進んでいることや、車検等の老

朽化の程度により調整するため、時間を要したことから納入ができなかったと答弁がありました。

この答弁に対し委員から、今回納入できなかった積載車の今後の納入計画はどのようになっているのかと質疑があり、執行部から、今年度の納入できなかった分については、来年度早々に発注できるよう準備を進めていきたいと考えている。来年度以降1台ずつ納入計画がずれていくが、財政状況を踏まえるとともに計画等の再検討を行いながら、整備を進めていきたいと考えていると答弁がありました。

この答弁に対し委員から、市全体で老朽化が進んでいる状況を踏まえ、可能な限り減額補正を行わないように、早めに事務を進めていただきたいと意見がありました。

また、委員から、避難場所等整備事業費補助金の減額の理由は何かと質疑があり、執行部から1件50万円の10件分500万円を計上していたが、今年度の実績として2件分の85万円となったため減額補正を行ったと答弁がありました。

この答弁に対し委員から、避難所整備の予算を計上しているのですが、本来ならば予算が不足するくらいの実績が必要と考えるが、この現状をどのように踏まえているかと質疑があり、執行部から、平成27年度・28年度には予算が不足する程の要望があった、実績がない要因として、本制度が1回限りの補助となっている点、自主防災組織ができて間もなく活動自体が手探りである点等が考えられる。執行部としては、来年度に自主防災組織の活動支援に重点を置くことを計画していると答弁がありました。本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号についてでございますが、本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算所管部門についてでございますが、委員から、湯島ウエディングプラン構築実施委託料について、どのような計画を立てているのかと質疑があり、執行部から、湯島には恋する灯台、ハート型アコウ等の恋愛を想像させる素材が多くあることから、現在取り組んでいるスローライフイメージの情報発信に加えて、ウエディングプランを構築して、情報発信したいと考えている。実際にウエディングが実施できない場合においても、ウエディング素材等をプランとしてまとめ、将来的にはそのプランをもとに結婚式を挙げてもらえるように、PR用のカタログパンフレットの作成等を考えていると答弁がありました。

また、委員から、郵便局ファクス機器リース料について、以前、利用状況等を勘案し、見直しが必要ではないかと提案したが検討を行った上で予算計上を行ったのかと質疑があり、執行部から、本サービスの廃止の検討を行ったが、ファクスのリース料が10分の1に削減されたことや、廃止後に新たにサービスの提供を開始する場合は、新規機器のリース料が発生することを踏

まえると、継続することでコスト面から有利であると考えたことから、来年度の予算に計上していると答弁がありました。

このほかにも質疑、答弁を踏まえ、本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号、平成30年度上天草市斎場特別会計予算についてでございますが、委員から、斎場火葬炉設備新規改修工事について、平成30年度中に3基全ての炉を改修する場合、利用停止等利用者へのサービス低下が懸念されるが、どのような改修計画を予定しているのかと質疑があり、執行部から、新年度に移行した段階で、早期に着工し1炉ずつ供用を開始したいと考えている。現在の炉は3基とも独立していることから、1号炉から改修する計画としている。また、今回の改修においては、炉を一回り大きくする改修を予定しており、それに伴い、炉の間隔をあける改修を含めて約9カ月を要する見込みとなっていると答弁がありました。

本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、平成30年度上天草市電気事業特別会計予算についてでございますが、本案につきまして、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から千巖山前島開発事業について、樋合リゾート開発事業について、公共施設等総合管理計画の進捗状況について報告がありました。

次に、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について、平成29年6月定例会において請願第4号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出のお願いの請願が採択されました。この、結果を踏まえて、総務常任委員会といたしましては、協議した結果、全員異議なく議長に対して意見書を提出することに決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

議案第6号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、北垣潮君、島田光久君から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

11番、北垣潮君。

**○11番（北垣 潮君）** 提出議案の説明をいたします。

市長提出議案説明資料、等級別基準3枚目です。皆さんにきょう渡してあります3枚目の5等級の2というところをずっと省略してあります。改正後も改正案もずっと省略してあります。この2のところは改定がなかったということで、十分な質疑ができなかったこと。執行部としては、改正前も改正後も変わらないから省略したということでしょうけど、6等級から5等級になった場合どのようになるのか説明不足であります。これが一つの、修正の提案理由の一つであります。

元に戻して、もう少し詳しく説明してほしい。例えば、上天草市組織機構図ではどのような位置になるかも説明がありませんでした。

それから、私この2のところをずっと調べてみましたが、この略してある2のところを調べてみました。この略してあるところには、書いてあるのは、相当な経験を有する監査委員事務局長、農業委員会事務局長、室長、保育園長、出張所長、課長補佐、局長補佐、係長、主任保育士及び主幹の職務とあります。

改正後に統括支所長が、湯島出張所と同じ等級になります。課長から、係長とか課長補佐級になります。湯島出張所と同じ等級になるということは、湯島の人口は、平成29年3月31日で328人、192世帯です。出張所に聞いたところ、現在300人ぐらいだろうということでした。姫戸町は30年3月8日で2,493人、1,084世帯であります。龍ヶ岳町は3,799人で1,705世帯であります。人口規模も違います。

湯島村が合併したのは、昭和の合併で大矢野町に合併して今日に至っております。姫戸町も、龍ヶ岳町も、平成16年に4町対等合併をしております。湯島出張所長と同等の等級になるというのは、龍ヶ岳町民・姫戸町民の方に納得のいく説明ができませんので、執行部のほうで、龍ヶ岳町民・姫戸町民の方々に説明してから議案第6号の提出をしてほしいと思います。

これが、今回修正案を提出した思いであります。どうか皆様の御賛同賜りますよう、よろしくお願ひします。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、提出者からの説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、田中万里君。

**○10番（田中 万里君）** 提出者に質問いたします。

先ほど湯島を例にとられて、等級が湯島の出張所の所長と同じということですね。今現在の湯島の出張所の現状は、把握されているでしょうか。

**○議長（園田 一博君）** 北垣潮君。

**○11番（北垣 潮君）** 現在の出張所は、臨時の女性の職員が1人いらして、出張所長は週に2回、来られるそうであります。

**○議長（園田 一博君）** 10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） はい。北垣議員も御存じのように等級はですね同じであっても、中身が随分と変わっている。以前はですね、職員を専属で置いておりましたが、やはり現在の流れに沿ったやり方を、前市長の際に多分改革したのではないかと思います。その点についても、私湯島の方からは、その等級等でいろいろ不便があったということを聞いておりませんので、ここです、ちょっと質問をいたしました。言うなれば等級が下がる上がるでなくて、職員の仕事に対する意識だと思うんですが、その部分はどのように考えられるでしょうか。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 私も天草市とか宇城市の方に市長に聞いてます。聞きましたけど、やっぱり優秀な職員を置いてほしい。優秀な職員を置かなければいけないということをお聞きいたしました。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。10番。

○10番（田中 万里君） 修正動議の理由に説明不足ということと、市民への御説明をしてからということをおっしゃいましたが、委員会の委員長報告の中で、権限はこれまでと全く変わらないと。さらに、地域づくりや市長の答弁の中においても、地域づくりも地域の方たちと密着して、長期スパンで課題解決に努めなければならないと。しかしながら、やはり地域づくりをする上で、1番肝心なのは誰が統括支所長になったからでなくて、そこに住む住民の意識が大事というようなことをおっしゃいました。言うなれば、私は今回統括支所長として行かれた方は、アドバイザー的な存在でですね、住民の意識を高めればよいと思っっているんですが、まずその辺は、北垣議員はどう思われるかと。先ほど市に対する住民の声としては地域に出向いて、地域に貢献できる職員を配置してほしいとの声が寄せられているというような委員長報告がございましたので、執行部としては今回提案に至るまでには市民の声を聞いた上での提案だと思うんですが、まずその辺もですねちょっとお尋ねしたいんですが。北垣議員や、例えば姫戸・龍ヶ岳の議員さんたちがですね、この件に関してですね、敏感になられるのは十分にわかった上で聞きますのでよろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 最後のこの質問から答えます。それに対して、今までの統括支所長はそうじゃなかったのかと。何か今までの統括支所長を、ちょっとばかにしたような執行部の総務委員会の答弁じゃないかと思います。ただ、今まで統括支所長に仕事をさせなかったといいますが、天草市の統括支所みたいに、財源を持たせて仕事をさせる。そういう体制がなかったから、何もできないような感じになっていたと思います。最初のは何だったですかね。最初のは、最初の質問なんですか。

○14番（桑原 千知君） 議長いいですか。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 委員長、これに執行部が出した案件に対してですね、今述べられたところで、ちょっとわかりにくい部分があるんですよ。二人の議論を聞いていけば、執行権侵

害ですよ。言ったら悪いけど。要はですね、この案件について、湯島とか関係ないと言ったらおかしいけど、龍ヶ岳・姫戸が関係してくるわけだから、これにこの案件に対してですね、いいか悪いかの話を議論してもらわないことには、これは私の意見だから。そこをいいですか。悪いですか。そこだけでいいですよ。中身なんかまた、そこは議論する場が出てくるんだから。

○11番（北垣 潮君） 確かにそうだと思いますけど。

○14番（桑原 千知君） おかしくなるよ。

○11番（北垣 潮君） いやいや隠してあったところが。

○14番（桑原 千知君） それはまた。

○11番（北垣 潮君） はい、わかりました。

○議長（園田 一博君） ほかに。8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 北垣議員の今の説明を聞いておりますと、等級がですね、6等級から5等級に下がれば、その統括支所が格下げになるような何か説明だったんですけども。その理由というのは、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） はい。現在は課長級で市民生活部の課長というふうになっております。改正後は、恐らく、これはわかりませんが、こう説明不足のところもありましたのでわかりませんが、恐らくは係長か。5等級というのはこういうのが書いてありましたので、これくらいの課長の下で働くような感じになるんじゃないかと。思いました。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） はい。統括支所長という立場も変わらないし、そういう権限も変わらないということですので、その格下げになるっていう思いはどうなのかなと思いましたので質問をいたしました。以上です。

○11番（北垣 潮君） 統括支所長という名前は変わらないと思います。権限も統括支所の中では変わらないと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これから議案第6号に対する討論を行います。なお、討論は賛成討論と反対討論を交互に行います。

それでは、討論に入ります。まず、市長提出の原案に賛成者の討論はありませんか。

8番小西涼司君。ここにお願いします。

○8番（小西 涼司君） 私は、原案に対して賛成の立場で討論をいたします。この議案に対しては、質疑または一般質問、議論がありました。そして、総務常任委員会の中でも修正案が提出をされ、その都度、市執行部から詳細な説明もございました。そんな中で、統括支所長とそ

の権限に対しては全く今までと変わりがないっていうことでもございました。龍ヶ岳・姫戸地区においては、今までどおり、行政を行っていたならば、これ以上の発展が望めないと思います。

行政改革を行うことによって、新たな風をその地域に吹き込んで一步を踏み出すことが、その地域を元気にする一步につながっていくと思います。行政を改革することによりまして、地域住民が求めている職員を配置できることとなります。その地域の活性化が図られると考えております。行政改革は市民も求めていると思いますので、どうかこの議員の皆様方も、執行部の提案に対して御理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、原案及び修正案いずれにも反対者の討論はありませんか。原案修正案ともに反対の方ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○10番（田中 万里君） 議長、今原案に賛成が出たじゃないですか、これに対して反対討論はないんですか。

○議長（園田 一博君） あります。今からです。

次に、修正案に賛成者の討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第6号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案に賛成の立場から討論いたします。

今、この条例改正は、統括支所長を現在の6等級から5等級へ引き下げるものです。説明によると、課長としての位置づけは変わらないということですが、課長級ではありません。また、権限も変わらない、管理職手当もつくとのことですが、5等級に下がるのは間違いありません。さらに新たな業務として、地域づくり支援を追加し、防災業務もふえるとの説明でした。仕事量はふえることとなります。上天草市は合併後15年目を迎えます。この間、支所機能は職員数も少しずつ減少し、低下してきています。災害時の緊急対応も懸念されます。地域住民の間にも、4町間の不公平感を感じる人も多くいます。今の段階での改正は到底受け入れられないのでしょうか。支所機能をどうするのか、今後の方向性を住民に示した上で、再度検討していただきたいということで、原案に異議があり、以上の理由でこの修正案に賛成いたします。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

14番、桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） これ。反対賛成、交互にもうないのでこれで良いんでしょう。

○議長（園田 一博君） もう、賛成と反対、いわば一つ出ました。

○14番（桑原 千知君） それで、修正のあれで良いですか。

私は修正案に賛成の立場から討論させていただきます。先ほど執行部から提案された部分を賛成をされたほうの小西議員が言われた部分に対して、ちょっと違和感を感じるところでござい

ます。本当に行政改革であれば、地方を切り捨てに、私は考えに至るわけですよ。財政改革の部分であれば、その等級の部分で何らかの形が出ています。基本的に執行部が出した分に対して、私は普通は賛成します。一般質問で、質問したとおりでございます。

ここに私が一つまとめたものがあるので読ませていただきますが、この条例案で統括支所のあり方に対して、姫戸・龍ヶ岳町の住民から内容等は一般質問で私も言いましたけど、十分御説明を私なりにできない部分がある中で、新しくこういった体制でいくということで、まず、新しくできた姫戸庁舎においても、私自身も支所機能の低下につながりを招きかねないという懸念があります。また地域住民に対し、支所長は地域に密着できるような役割を明確化することは先決であり、現在の状況には先ほど言いましたように住民に説明できないと。端的に言えば、どうしてもこれは支所の格下げにしか私には映らないわけでございます。それによりまして、職員の全体の士気の低下にも発展するような懸念がされるわけでございますが、執行部が支所の方向づけをしなかったのは、我々議会の先ほど言いましたように一般質問で言いました。議会の責任の一端はあると。本当に私は強く反省しているところでございます。執行部は支所機能の拡充を図る目的で行ったことだと思うが、今後の支所機能の方向性を含めて、説明がどうしても不足しているのではないかとということで、今回は時期尚早ということで、私なりに修正案に賛成する理由でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） ほかに討論はありませんか。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 修正案に反対の立場でできますか。

[場内騒然]

○10番（田中 万里君） 私は修正案に対して反対の意見を申し上げます。今、私が出ることに対していろいろと出ましたけど、私は、今の北垣議員がまず提出されました。そして小西議員が原案に賛成討論をされて、原案に対しての修正動議で桑原議員が出られました。桑原議員の修正案に対する賛成を聞いて、今ここにこうやって立つという部分は理解していただきたいと思います。

この中で、今本会議の中で、質疑や一般質問でも、この件に対して出ております。しかしながら等級が論点からいうと等級が下がるということで、支所機能が低下するのではないかと。いかなれば支所機能が支所の格下げというような発言が出ましたけど、質疑においても一般質問においても、そういう部分は一言も出てないのではないかと思います。逆に、支所機能の中に地域づくりや防災等のことも触れてあります。特に地域づくりにおいては、支所長を中心になって今後取り組んでいくと、これまでにない取り組みができるのではないかと大きな期待もしております。まず、私たちが1番に考えなくてはならないのが、この件で住民に何らかの不利益がこうむるのか、その部分においては、私はやる気がある職員が行ったことで、サービスの向上につながるのではないかとこのように思っております。

そのような理由で、私は市長提案に賛成し、修正案には反対いたします。以上です。

○議長（園田 一博君） 次に、修正案に賛成諸君の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。まず、本案に対して、北垣潮君、島田光久君から、提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決いたしました。

議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算第9号及び議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算を除く議案について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について順次採決いたします。

議案第2号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、上天草市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号、平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号、平成30年度上天草市斎場特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号、平成30年度上天草市電気事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時15分

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、経済建設常任委員長報告。さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第10号、天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件を議題といたします。経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。よろしく申し上げます。

経済建設常任委員会、委員長報告を行います。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、3月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案審査前に、議案第48号市道路線の廃止及び認定について並びに陳情第1号上小学校から上新田の用水路、大矢野川のコンクリート蓋化、特に馬場公民館から上新田の用水路のコンクリート蓋化の陳情に伴い、それぞれ現在の状況等を確認するため、現地踏査を行いました。

次に、議案審査について報告します。

まず、議案第10号、天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算第9号の所管部門についてでございます。

まず、経済振興部所管では、委員から、地域おこし協力隊活動助成金について、助成金の削減は事業ができなかったということなのかと質疑があり、執行部から、地域の意向を踏まえ、当初3名分の600万円を予算計上していたが、採用が2名となり、補助金申請額が246万9,000円となったので、その差額の353万1,000円を減額したと答弁がありました。

また、委員から、具体的な仕事の内容はと質疑があり、執行部から農作業であったり、新規作物の導入の研究やパソコンを使つての農作業の省力化などを取り組んでいただいていると答弁がありました。

また、委員から、海運業関係予算について、補助金の減額補正が多い原因は何かと質疑があり、執行部から、この補助事業の周知については海運組合の総会の場で、また各海運事業者に補助制度の説明を行ってきたが、実績として大きく上がらなかった。来年度以降もこの補助金制度を活用いただけるよう周知したいと答弁がありました。

それに対し委員から、全国的に見ても珍しい補助金制度だと思うので、もっと事業者の方や船員さんたちが活用できるよう周知いただき、ぜひ来年度に向けて頑張ってくださいと意見がありました。

また、台風被害生産施設復旧対策事業費補助金について、台風被害の申請はどのくらいあったのかと質疑があり、執行部から、作物の育成回復事業に4件、ハウスの復旧事業に4件があったと答弁がありました。

また、委員からは、このような補助があつて助かる部分があるが、なかなか該当しないと聞いている。もう少し農業者が利用しやすくなるようできないのかと質疑があり、執行部から、国・県の事業であるため、市のほうで要件等を緩和することはできないが、利用しづらいという意見があるということは、県のほうに伝えたいと答弁がありました。

それに対し委員から、支援のための補助金であれば、実際に農業者がもう少し利用できるようお願いしてほしいと意見がありました。

また、委員から、新規就農総合支援事業青年就農給付金について、新規就農者が誰もいなかったということなのかと質疑があり、執行部から、当初予算では継続が5名、新規が4名の9名を予定していたが、新規がなく継続の5名のみとなったため減額するものと答弁がありまし

た。また、委員から、どこの地区でどのような農業の職種についているのかと質疑があり、執行部から受給者は大矢野町の方で職種は、花・野菜・果樹であると答弁がありました。

また、委員から、愛の鐘再設置事業について、今年度中の完成は困難ということだが工事がおくれた理由は何かと質疑があり、執行部から、竣工を2月と予定していたが、サンタマリア館の収蔵品購入やその時期にイベント等が集中してしまい、課内事務がおくれてしまった。既に着工はしているが、年度末の完成は困難であり、繰り越しをお願いしたところであると答弁がありました。

それに対し委員から、補正予算であり、実行できなかったことはおかしいと思う。今後このようなことのないよう計画性を持って取り組んでもらいたいと意見がありました。

また、委員から有害鳥獣捕獲委託料について、減額補正の理由は何かと質疑があり、執行部から、当初予算で1492頭、金額にして、1,193万6,000円を計上していたが、12月末現在で762頭であり、3月までの見込み数を238頭として、年間捕獲頭数を合計の1000頭と見込み、その額が800万円となるので、差し引きの393万6,000円を減額するものと答弁がありました。

また、委員から、今はイノシシもなかなか捕獲できないと聞くが、いろいろな情報交換する場を設けるなどして取り組んでみてはどうかと質疑があり、執行部から、この件については、猟友会で毎年総会及び忘年会を開催されており、その際、捕獲頭数が多い方が講師となり、情報交換を行っているところである。また、捕獲だけでは対処できない部分もあり、地域ぐるみで潜み場をなくしたり、餌場をなくしたりといった活動も、県の補助金を活用して、現在3地区で実施していると答弁がありました。

また、委員から、ふるさと応援寄附金について、寄附金の総額が6,000万円を超える見込みということなのかと質疑があり、執行部から、9月補正で3億5,000万円まで上げさせていただいたが、今回6,000万円の増額補正を行い、最終見込みを4億1,000万円としたところであり、既に2月末に4億600万円の寄附をいただいております、3月末には今回補正後の4億1,000万円に到達すると思われると答弁がありました。

それに対し委員から、これは、職員の皆さんの尽力と思われる。今後もぜひ頑張ってくださいと意見がありました。

また、委員から、秋冬アウトドア推進事業委託料について、この事業についての費用対効果はと質疑があり、執行部から、来場者数は延べ約1000人で、この方たちを日帰り計算で観光消費額に当てはめたところ、339万7,000円という試算であると答弁がありました。

また、委員から、この事業のプロポーザルの時期が遅かったのではないかと質疑があり、執行部から、募集期間と取りかかりについては、前回御指摘をいただき、今年の反省点だと思っている。次年度以降は全てに注意をしながら取り組みたいと答弁がありました。

また、委員から、登立排水機場管理委託料について、管理者の高齢化が進む中、地元の消防団に委託はできないものなのかと質疑があり、執行部から、確かに高齢化も進んでいることから、今後は、地元と調整をさせていただきたいと答弁がありました。

それに対し、委員から、消防団で管理したほうがスムーズに行くのではないかという意見も出ているので、ぜひ検討いただきたいとの意見がありました。

次に、建設部所管では、委員から、急傾斜地崩壊対策事業負担金について、急傾斜地崩壊対策工事の採択要件はあるのかと質疑があり、執行部から、採択要件は集落が10戸以上で、高さが10メートル以上となっていると答弁がありました。

また、委員から、市営住宅改修工事について、減額補正969万2,000円の内訳は何かと質疑があり、執行部から、今年度は二間戸団地・園田団地・荒木団地の工事を予定していたが、補助金がつかなかったため、荒木団地について予算の調整を行い、外壁と屋上防水用除く一部の施行にとどめたと答弁がありました。

このほかにも委員からの質疑、執行部からの答弁を踏まえ、本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号、平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第4号についてでございます。本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算第3号についてでございます。本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号、平成30年度上天草市一般会計補正予算の所管部門についてでございます。

まず、経済振興部所管では、委員から、地域おこし協力隊員報酬費について、農業部門で地域おこし協力隊員を受け入れるなどの計画はないのかと質疑があり、執行部から、今のところ農業部門において、地域から協力隊員の要望はない、今後要望があった場合は検討したいと答弁がありました。

それに対し委員から、今後は、姫戸・龍ヶ岳地区でも、できることがあれば市民からのアイデアなどを聞きながら取り組んでいけたらいいと思うので、お願いしたいと意見がありました。

また、委員から、上天草市特産品PR業務委託料について、これまでの効果を伺いたいと質疑があり、執行部から、これまで3カ年はさんば一るに委託して熊本駅で上天草市の特産品のPR及び販売も行ってきたところである。平成30年度においても委託を考えているが、さんば一るの熊本駅の店舗がなくなったので、今後は、熊本市内の中心部で上天草市の特産品のPRを進めていきたいと答弁がありました。これに対し委員から、上天草市は花の生産に力を入れている。さんば一るが上天草市の特産品のPRをするのであれば、そこに花の展示販売もできないか検討いただきたい。上天草市イコール花の生産地ということと同時にアピールできるよう取り組

んでいただきたいと質疑があり、執行部から、今後は、上天草市のブランドの花のPRについても、さんばーると協議をしながら進めていきたいと答弁がありました。

また、委員から、試算品開発支援事業委託料について、加工場への委託料だが、人件費になるのかと質疑があり、執行部から地方創生交付金を活用し、ブランド推進協議会において専門職員と臨時職員を雇用するための人件費で、平成30年度で4年目であると答弁がありました。

また、委員から、販売促進スキルアップ研修事業委託料について、毎回同じようなメンバーだと思えるがなるべく新規のメンバーが参入できるように考えるべきではないかと質疑があり、執行部から、平成30年度については、市の広報紙などいろんな形で周知し、多くの方々に参加いただけるよう取り組みたいと答弁がありました。

また、委員から、大矢野川整備工事について工事内容と何年計画なのかと質疑があり、執行部から、工事内容については、ナフコの上流側の水路を三方張りで整備する予定で、単年度計画であると答弁がありました。

また、委員から、後山排水機場ポンプ設備改修工事について、ポンプは何台あって、どこの改修工事なのかと質疑があり、執行部から、ポンプは2台設置しており、経年劣化によりかなり機能が低下しているので改修するものである。この事業については、5年間積み立てを行っており、優先順位をつけた上で、来年度、工事に着手するものであると答弁がありました。

また、委員から、積立金の額はいくらになるのかと質疑があり、執行部から、市が3割、それに県・国が3割積み立て5年計画で工事費の4,206万6,000円分を積み立てていると答弁がありました。

また、委員から、大手原漁港機能保全計画作成業務委託料について、業務委託の内容の説明をお願いすると質疑があり、執行部から維持改修を行うに当たって、機能保全計画を策定する必要がある。委託内容については今後改修すべき箇所、補修すべき箇所、それぞれの一覧を作成し、順位づけを行い、その計画に基づき、今後は維持改修の工事を行うというものであると答弁がありました。

また、委員から、何年計画で作成予定なのかと質疑があり、執行部から、漁港施設については32年度までに全ての漁港の機能保全計画を策定するよう国から通知が来ているので、それに従い、委託を行っているところであると答弁がありました。

また、委員から牟田漁港1号、防波堤機能保全工事について機能保全工事の内容と場所はどこなのかと質疑があり、執行部から、牟田漁港の1番外側の堤防で基礎の鉄の部分がかなり腐食しており、崩壊する恐れがあるため補修する工事であると答弁がありました。

また、委員から、開通記念プレミアム商品券事業実施補助金について、プレミアム商品券の目的並びに、事業内容の説明をお願いすると質疑があり、執行部から、プレミアム商品券事業については、商工会に補助という形で取り組みたいと考えているが、2,100万円の事業費の中で500円のプレミアムということで、500円の商品券を11枚つづりで2万冊、1,000万円分。そして、観光クーポン券ということで、上天草市内の宿泊施設に宿泊いただいた方に対し、御一人1,000円

の商品券を配布し、上天草市の商工会加盟店でお使いいただくような形で取り組みたい。これを1万泊分で、1,000万円分。その他に事務的経費で商品券の印刷代等で100万円を見込んでいますと答弁がありました。

また、委員から、過去の経験を生かしてもらいたいが、商品券等の配付については全て商工会に任せるのかと質疑があり、執行部から、平成20年に地域振興買い物券という事業で実施されたが、当初は上限を設けずに販売した経緯があり、その際は、一部の方が多く使われたようなことがあった。今回は、1人当たり10冊までと制限を設けるよう商工会と協議している。また、商工会の補助事業として取り組むが、市としても地域経済の活性化に向けてしっかりPRはしていきたいと答弁がありました。

また、委員から、新一号橋開通を契機とした上天草宇城スクラムチャレンジ負担金について、この事業はどのような計画になっているのかと質疑があり、執行部から、上天草市と宇城市が連携して、新一号橋開通にあわせて両市で費用を負担し、いろいろな事業に取り組む予定である。まず、両市の共催で5月12日にサイクリングイベントを計画している。また、5月13日に、商工会青年部主催で両市対抗の大綱引きを実施する予定である。スクラムチャレンジについては、写生大会や当日のウェルカムフラワーなどを計画していると答弁がありました。

また、委員から、新一号橋の開通記念行事は、将来的に毎年実施すべきではないかと質疑があり、執行部から、商工会青年部において大綱を購入される予定であり、今回限りということではなく、次年度以降も大綱引き等の両市対抗イベントを計画されると思うので、バックアップしていきたいと答弁がありました。

それに対し委員から、上天草市は天草の玄関口であり、やはり歴史に残るようなことをぜひ考えていただきたいと意見がありました。

また、委員から新一号橋上PR動画作成業務委託料について、業務委託内容の説明を願いますと質疑があり、執行部から、新一号橋が5月20日開通ということで、その前のイベント等を含めて、開通前でしか取れない動画を作成したいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、これは、将来的資料として残す動画なのか、観光PR用として作成する動画なのかと質疑があり、執行部から、上天草市の観光PRに活用できるものを作成したいと答弁がありました。

また、委員から、上天草市松島温泉事業費補助金について、松島温泉事業費補助金となっているが、大矢野町から申請があった場合はどうなるのかと質疑があり、執行部から、今のところは松島温泉事業費補助金交付要綱となっているため、個人の旅館等ではなく、松島温泉事業協同組合が実施する事業に対する補助金であると答弁がありました。

また、委員から、上天草市観光振興事業補助金について、事業補助金の内訳について説明を願いますと質疑があり、執行部から、今までは3件を個別に計上していたが、上天草市観光振興事業費補助金交付要綱に基づき支出している補助金なので、まとめて計上させていただいた。1件は松島温泉事業協同組合に対する観光PRの補助金。もう1件は、大矢野温泉旅館組合に対

する観光PRの補助金。もう1件は、観光ガイドの会の活動に対する補助金であると答弁がありました。

また、委員から、冷凍内臓多段ショーケースについて、さんぱーの売り上げから購入できないのかと質疑があり、執行部から、平成28年度末のさんぱーの余剰金は約3,200万円あるが、さんぱーを運営するためには一定程度の運転資金が必要である。加えて、なまものなど扱っている関係上、食中毒とか、緊急事態が発生した場合、営業を中止するなど、そういったことも懸念される。その間の運転資金等が必要になり、ある程度の手持ち資金が必要になる。このため、協定に基づいて市が購入することとしたと答弁がありました。

また、委員から、アサリ養殖資材購入補助金について、今後の計画並びに現在の状況はどうなっているのかと質疑があり、執行部から、現在30万個ほどを維和のJA出張所近くの生け簀で実験を行っている。また来年度5月に120万個を購入し、実験を開始予定であると答弁がありました。

次に、建設部所管では、委員から、空き家対策協議会委員報酬について、委員の構成はどうなっているかと質疑があり、執行部から、委員は10名である。構成委員は、市長、経済建設常任委員長、大学の教授、弁護士、区長会長、建築士、土地家屋調査士、法務局、文化財関係者であると答弁がありました。

また、委員から、会議の回数は何回実施予定なのかと質疑があり、執行部から、年4回の会議を予定していると答弁がありました。また委員から、空き家対策協議会においてはどのような方向性を持って進める予定なのかと質疑があり、執行部から、昨年10月に空家等対策計画を策定し、11月に広報紙で周知をしたところである。上天草市内に空き家が現在1258戸あり、倒壊など危険性が高い空き家が114戸、そのうち7戸を特定空き家と認定している。対応としては早急に持ち主の方に解体等していただくよう、指導していく予定であると答弁がありました。

また、委員から、住宅リフォーム等支援補助金について、市民の皆さんの希望が多いと思うが、実際の状況を確認したいと質疑があり、執行部から、平成29年度は33件の申し込みがあっており、10月には予算を使い終えたと答弁がありました。

それに対し委員からリフォームを希望される方が多いため、予算がなくなった場合は、できれば補正等で対応していただきたいと意見がありました。

また、委員から、上天草市民間建築物アスベスト緊急改修促進事業補助金について、個人でも申請すると受け付けてもらえるのかと質疑があり、執行部から、個人からの申請も受け付けし、まず検体を取り、アスベストなのかを調査を行い、その後、どのような改修を行うか協議しながら進めていくことになると答弁がありました。

次に、議案第40号、平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算についてでございます。委員から、館内サイン多言語化表記業務委託料について、多言語化表記とはどのよ

うなことかと質疑があり、執行部から、外国人観光客向けに外国語での表示を整備するものであると答弁がありました。

また、委員から外国語表示は何カ国語を整備予定なのかと質疑があり、執行部から英語、中国語、韓国語の予定であると答弁がありました。

また委員から、今後はラテン語の表記も必要だと思うが、どう思われるかと質疑があり、執行部から、今後、観光客等の動向を見て検討させていただきたいと答弁がありました。

また、委員から集客のための計画等について説明いただきたいと質疑があり、執行部から、入館者数の目標を4万人としている。入館者数をふやすため企画展や定期的な入れ替え、瞑想空間を活用した取り組みなどを実施していきたいと答弁がありました。

また、委員から、瞑想空間を利用してイベントをされることは大変いいことだと思うし、今回のイベントとあわせていろんなイベント等を考えて開催していただきたい。今後の展開に期待をしていると意見がありました。

このほかにも、委員からの質疑、執行部からの答弁を踏まえ、本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算についてでございます。本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、平成30年度上天草市下水道事業会計予算についてでございます。本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、市道路線の廃止及び認定についてでございます。委員から、拡張工事と舗装工事などに係る全体の工事費はどのくらいになるのかと質疑があり、執行部から、市道認定に伴い、測量設計を300万円計上している。それと、工事請負費として、道路整備に係る工事費を1,050万円計上していると答弁がありました。本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号、上小学校から上新田の用水路、大矢野川のコンクリート蓋化。特に馬場公民館から上新田の用水路のコンクリート蓋化の陳情についてでございます。委員から、コンクリート蓋化ができないのであれば、道路の拡張工事は可能なのかと質疑があり、執行部から、今後の水路内の管理がコンクリートの蓋をすることで、非常に困難となるため厳しいと思われる。道路拡張に関しては、用地交渉ができれば明らかに費用に関しても安くなるので、そのほうがよいのではないかと提案をしたところである。また、この陳情については、コンクリートの蓋化でありますので、蓋をすることに関しては、大雨や災害等が発生した場合は、やはりあまり好ましくないと答弁がありました。

それに対し委員から、コンクリートの蓋化については、今回見送りにしても、ここは学校の通学路でもあり、また高齢者の方の散歩コースとなっているようであり、現地を確認したところ

確かに危険性を感じるので、所管課等に本委員会として対応策について働きかける必要があると意見がありました。

本陳情につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定いたしました。

また、報告事項として、執行部から、樋島大橋の予備費充用について、二間戸漁港・樋島漁港の浮き桟橋の予備費充用について、ふるさと納税事務事業に係る予算流用について、鳥インフルエンザの発生状況についての報告がありました。

以上が、委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、経済建設常任委員会では、所管事務調査権を行使し、誘致企業6社の企業訪問を実施いたしました。その中で、いろいろな問題点や検討すべきことが把握できましたので、議員の皆様へ御承認をいただき、議会の総意として、議長から市長に対し、誘致企業の雇用対策に関する提言書を提出いただくことになりました。

提言内容は、一つ、地域の企業を含む誘致企業の雇用について地元高校などの新卒採用を望む企業が多いが、地域の若者と企業を結びつける情報が少なく、接点となるような機会も少ない。このような状況改善するためにも、行政は地域経済団体、教育機関等と連携し、相互の情報の正しい伝達を図るべく、接点となるような場を増やし、定期的な交流会を開催するよう検討すべきである。

一つ、IOTを利用した疑似体験システムを企業説明会・企業案内等に広く積極的に活用して誘致企業を含む地元企業の取り組み、業務内容などの詳細な情報提供に努め、新卒者の地元雇用促進につなげるよう検討すべきである。

一つ、奨学金を利用した地元雇用への取り組みを強化し、広く認知してもらうよう努力する必要がある。

一つ、地域経済の格差から生まれる雇用賃金の格差について時限的に補助するなど、地元若者をとどまらせるための措置が必要であり、早急に調査し検討すべきである。

一つ、IターンやUターン移住など多様性のある雇用のマッチングが不可欠である。現状では場当たりの雇用が続くため、地元企業や誘致企業は計画的な雇用対策が立てられる状況にならない。働き手世代の流出を防ぎ、新卒者採用はもとより、女性や高齢者の雇用の推進を図る対策を検討すべきである。以上を議会の意思として提言していただきます。

なお、経済建設常任委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。経済建設常任委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（園田 一博君）** 以上で経済建設常任委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 12ページになります。プレミアム商品券のことについてなんですけども、質疑の中で、今までの経験を生かして、しっかりやってほしいというふうな形で書いてありますけれども、その中でも出た可能性はありますけども、確認したいと思います。2,100万円の事業費の中で、執行部の説明の中では実施が6月、5月の新1号橋の開通に伴ってのプレミアム商品券なんで、実施時期6月ぐらいって言ったの記憶をしてますけども、それでいいと思いますけども、できれば一番観光客が冷え込む時期あたりにカンフル剤として利用するか、あとは地元の消費が進みやすいっていうのは、恐らく過去5回ぐらいやってるんで、データがあると思いますんで。そういった2,100万を一括でやるんじゃなくて、分割してそういう消費に合わせたやり方は検討してないのかというふうな意見は出なかったでしょうか。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） クーポン券のことはですね、過去にも言われたとおり、例があって、いろいろな不手際もあったことは確かだと思います。これに関しては、担当課のほうでは十分その辺の反省をしながらですね、今回は、1人に多く渡るようなことがないように、そういった点は気をつけて実施してまいりたいというような意見だったと思いますが、委員が言われたようなところの話はなかったと思います。

○議長（園田 一博君） いいですか。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 15ページですね、議案35号ですね。さんばーる冷凍内蔵多段ショーケースの購入について、質疑でもお尋ねしたんですけど、委員長の報告によると、さんばーるの余剰金が3,200万ほどあると。でも、3,200万円はさんばーるが手持ちの運転資金として必要ってということで、今、委員長報告はあったんですけど、この運転資金の余剰金の適正ですね。運転資金として適正がどれくらいなのか、3,000万なのか4,000万なのか、1,000万でいいのかその辺の議論はなかったんですか。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） そういった議論には至っていませんけれども、多分、3,200万円は、そういった緊急の場合にとっておく妥当な金額だということは担当課のほうからそういった説明だったと思っております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 委員長報告の中で、例えば、なまものですね、食中毒とか緊急事態が発生した場合に、営業中止とかした場合を想定するための運転資金ということも、報告あっているんですけど、なまもの売ってる事業所はですね、確かにいつもリストを持っております。だから、仮に食中毒等がですね、そういう事故が発生したときは、200万3,000万のお金では足りないんですよ。当然ですね、しっかりした保険に入っていないと解決できないと思うんですけど、そういう保険とかは、しっかりさんばーるは入ってるんですか。それと、あと1点ですね。協定に基づいて、今回冷蔵庫を市が購入するっていうことになっているんですけど、協

定ですね、備品購入に対して協定の見直しですね。特にさんば一るは収益を上げていますから、それと市が7割出資している第三セクターですから、その辺にも踏み込んで、私はいいんじゃないかと思うんですけど、そういう議論というのは、なかったですか。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 保険については、私はちょっと把握しておりませんが、先ほど言われた協定については、50万円以上は、市が負担するとか、そういった協定の内容だったと思います。そういったこと以上は、委員会の中では協議はされていません。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） だったらぜひこれは確認してほしいと思うんですけど、しっかりした保険ですね食品衛生組合の保険とかありますから、それにどれくらい入ってるか。それを一応確認してもらいたいことと、それとやっぱり、指定管理どんどん今進めてきますけど、リスク分担がすごく厳しくなってきました。収益が出た場合には、リスク分担でやっぱり余剰金は何%か市にまた納入するとかそういう協定というのは、このリスクの中に入っていなかった。そういう確認、なかったですね。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 委員会の中ではそういった確認はなかったと思いますけれども、さんば一るあたりは構造上、出品される方に利益還元が多くなっているようなそういった仕組みなんですね、相当額の売り上げが上がるとは思えませんけれども、そういった中で、今回3,200万円の余剰金があるといいますが、そういう必要な余剰金ではないかなと、そういったふうな担当からの説明であったと思います。以上です。

○議長（園田 一博君） 5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第48号の市道路線の廃止及び認定についてですけれども、これは19ページになります。委員長の報告では、これに関しては、工事費についての質疑しかなかったという、質疑しかというか、質疑があったということで報告がありましたが、ほかにもう少しどんな議論をされたのか、内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 19ページの工事費については多分、これは市道認定も、江樋戸地区の工事の金額だと思います。樋合地区のことに関しては、委員会では質疑はありませんでした。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 総務常任委員会で、この樋合リゾート開発ということで、私たちは現地踏査をしました。それで、そこに行って踏査したときに、その樋合の市道認定ですけれども、その説明も受けたんですけど、道路がない、何もない山の中でした。道路がないところを市道認定するっていうことをそこで初めて知って、それでいいのかなということではちょっとほかの自治体の例とかいろいろのをちょっと調べてみたんですけども、ほかの自治

体でもそういう例がないような、私が調べた限りではですね、そういうのがないということだったので、少し不安になったんですね。それで、担当課にもお聞きしたんですけど、法的にも問題がないということをお聞きたんですけども、その辺での建設常任委員会としての認識なんかはどうなんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 今回、現地踏査する際にですね、どこに行くべきかというところも考える段階で、樋合地区のほうもというような話もあったんですけども、行かない場合には口頭でというか、ちょっと詳細な説明をお願いしたいということは言っておりましたけれども、この件に関しては、委員会では、質疑はありませんでした。樋合地区に関しては、その後ですね、担当課のほうから説明が私のところにはありまして、そういった内容を確認したところですね、道路も市道を整備する場合には、原則として、流れとして、まず、市道路の認定を議会に諮って認定した後ですね、認定の告知を行う。そしてそれが決定した後に、その道路の用地の買収にかかるということで、順序としては、まず、市道認定をするというところが流れとしては、そういった流れになっているという説明でございました。当然、実例としては、多分、あると思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 私もこういうことに関しては余り詳しくはありませんので、いろいろ調べてみたんですけども、実際に道路がないところを、まず市道に認定していいのかなってというのが、正直、素人感覚としてありましたので、ちょっとお聞きしたんですけども、担当課のほうでも、法的にも問題ないってことでしたので、執行部の説明を私は信用したいというふうには思います。

それともう一つですけども、陳情第1号のほうですね、これは、不採択ということで委員会ではされておりますけれども、これは、このことについてはこれまでも何回か陳情で上がってきたというふうに思うんですけども、何回か上がってきたということは、これまでの対応のあれが納得されてないので、そういうふうにして上がってくるんだと思います。ここで不採択にするということであれば、この陳情を上げられた方にその辺のことも含めてきちっと話をすべきだというふうに思いますが、その辺についてはどういうふうになってますか。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） まず、最初のほうの市道認定の件ですけども、認定して、まず、なぜ最初に認定するかというと、認定することによって、道路になるような土地に構造物であるとか何かを置くとか、そういったことがないように、まず、認定をすることから始まるというような説明だったと思いますので、この件に関しましては、後ほど宮下議員にも資料見せたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

それから、陳情の不採択の件ですけども、その辺のところはですね、委員会の中でも随分と議論をしたところでございます。今回の陳情は蓋化をするというところでの陳情でございまし

たので、安全性を確保するという点と、担当課の工事の方法であるとかそういった点も考慮すると反対側の拡幅工事を行って通路を広げる。そして、川付近のほうには、ちゃんとした柵を立てる。だからそういった工事の方法もあるというような提言でございましたので、一応蓋化の陳情は不採択とする。そして、工事の方法に至っては陳情者の方にもですね、そういったところをしっかりと報告をして、また、地元の方の意見集約等も行っていただいでですね、やっていこうというような話だったと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 議案第40号、天草四郎ミュージアム特別会計予算の中でですね、テナントがありますよね。テナントっていうのは、私の記憶にある限り、何かこう、テナント料が一般的に考えて安いような気がしてたんですが、予算を組むに当たって、そこらあたりの賃貸料とかの話がなかったのか聞きたいと思います。

○議長（園田 一博君） 嶋元委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） テナントの賃貸料については、委員会の中では話に上がっておりませんでしたけれども、多分、ミュージアムに移行後にですね、いろんなことについて、話がなされていくと思っております。そういった中で、また議論の余地があるかと思えます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 恐らく水道だったり電気だったり、多分、旧メモリアルホールのほうから供給されているんです。別じゃなくてですね、そういった関係もあって恐らく賃貸料も安いのではないかと思いますので、今後、ミュージアムにかわってからですね。検討されると良いと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

お諮りします。12時を過ぎ、昼食の時間となりましたが、経済建設常任委員会所管の審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、時間を延長して審議を続けます。

議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算第9号及び議案第35号平成30年度上天草市一般会計予算を除く議案について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第10号、天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号、平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号、平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号、平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号、平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号、平成30年度上天草市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号、市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第1号、上小学校から上新田の用水路、大矢野川のコンクリート蓋化。特に、馬場公民館から上新田の用水路のコンクリート蓋化の陳情を採決いたします。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

なお再開は午後1時とします。

休憩 午後11時12分

---

再開 午後 1時00分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第12号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてほか28件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月7日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案審査について報告いたします。

まず、議案第12号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員から、改正の内容について詳細に説明をしてほしいとの質疑がありました。執行部から、30年4月から保険料は県になることから、市で徴収した保険料を県に納付するための改正であるとの答弁がありました。

また、委員から、県レベルとなった場合、保険料が上がるのではないかという懸念がある。今後の見通しはどうなっているかとの質疑がありました。執行部から30年度も含め、当面5年間は税率を据え置く考えである。また、財源が不足した場合には、基金の取り崩しや、県からの借入制度の活用を考えているとの答弁がありました。

このような質疑を終えまして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号、上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、委員から住家とあるが自宅と店舗や工場が一体となっている住宅の場合を対象となるのかとの質疑がありました。執行部から住家としたのは、住家家屋と一体となっている小屋などに関して、一部に住んでるという判断ができれば、その小屋が被災した場合にも対象となるので、別棟となっている小屋と区別するために、住家という用語を用いたとの答弁がありました。

また、委員から、店舗や工場などは、この条例の対象にならないのかとの質疑がありました。執行部から、改正以前からこの見舞金の対象は、住宅家屋である。今回の改正ではこれまでとし、都市整備課の業務であった家裏の崖崩れの見舞金を本定例に取り入れたところであるとの答弁がありました。

また、委員から、小屋とも一体化していたら対象になるということだが、この判断は難しくなってくるのではないかとの質疑がありました。執行部から、小屋であっても、生活の一部として日ごろから使用しているような状況であれば、住家として、判断できるものと考えるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員から、教良木保育園が建てかえになったことによる改正だが、古い教良木保育園の跡地利用はどのように考えているかとの質疑がありました。執行部から、施設に関しては老朽化していることも

あり、解体する方向で現在は考えている。解体するに当たっては、公共施設管理計画に基づいて解体し、あとの更地になった土地については検討委員会を開催し、協議を行っていききたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号、上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第16号、上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、委員から国民健康保険運営協議会から、市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正されたが、その違いはとの質疑がありました。執行部から、国民健康保険の運営を市と県と共同で行うこととなり、同じ保険者となった県にも国保運営協議会が設置されるため、県の協議会と区別する。また協議会の内容についても、財政支援を主に県が担うため、その点を県の国民健康保険運営協議会で協議される。なお、税率については、各市町村で決定するので、これまで同様、市の協議会で協議することとなるとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員から、税率は一律になるのではないかとの質疑がありました。執行部から、将来的には県で統一したいという考えであるが、それぞれの市町村の財政状況等もあるため、当面は税率を統一化することは非常に困難だと考えているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてにつきましては、委員から、権限移譲により、県が管轄していたケアプラン作成を行う居宅介護支援事業所を市が管轄することになったための条例制定だと説明があったが、今後、市の事務量はふえるのではないかとの質疑がありました。執行部から今まで県が行っていた当該事業の指定の審査等を市で行っていくことになるので、事務量は増加するとの答弁がありました。

また、委員から、事務量が増加することは見込まれているとのことだが、新たな予算や人員配置など、対応策はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部から人員配置については、来年も変わらない予定であるため、特に重要となる給付等の適正化とケアプラン点検の審査方法などについて、遅滞ないように、業務分担に係る職員と係の配置を考えていきたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、委員から基金を取り崩して、保険料算定しているとの説明があったが、今後も取り崩していくなれば、基金が底をつくこともある。基金についてはどのように考えているかとの質疑がありました。執行部から基金の取り崩しについては、あくまでも予定であって、第6期の計画時にも2,000万を取り崩す計画を立てていたが、実際は基金の取り崩しは行わなかった。今回もまた、まず計画期間の3年間の給付予想を立て、それをもとに保険料を算定している。そして、実際に3年間の最終年度に不足する部分に対して基金の取り崩しを行うこととしている。また、基金で不足する場合には、県から借り入れを行う場合もあるが、その場合は、次の3年間で返済する分を含めて、保険料を決定することになるので、そういったものを総合的に判断して今回の保険料を算定したとの答弁がありました。

また、委員から、改正後の保険料は県の平均より下であるとのことだが、本市の人口比率などを考えたときに、基金を取り崩して県の平均より低い保険料にするより、県の平均並みに設定してもいいのではないかとの質疑がありました。執行部から、第6期計画期間内において基金の取り崩しは行わず、逆に基金の積み増しを行うことができたため、今回は基金の積み増し部分も含め保険料に反映させ、算定したところであるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金条例の制定についてにつきましては、委員から、連携する市内業者は何社ほどいるのかとの質疑がありました。執行部から、事業者の参画については、30社ほど参画いただいている。主な寄付額については、ふるさと納税の返戻品の年間売上額の0.5%や、農作物の売り上げ0.05%というところであ

る。また、参画している事業者のうち、ふるさと納税返礼品の取扱事業者が21社であるとの、答弁がありました。

また委員から、そのほかの財源の内訳についてはどうなっているかとの質疑がありました。執行部から、市内事業者からの寄付金と、もう一つはふるさと納税の寄付金の一部を充てる予定であるとの答弁がありました。このような質疑を経まして委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、委員から、アロマのグラウンドについて、既に土日は県のサッカー連盟の予約で埋まっていると聞いたが、一般の人が使いにくくなるのではないかとの質疑がありました。執行部から、人工芝のグラウンドの利用度を上げるために、サッカー大会の誘致を行うこととしたが、サッカー大会の日程が流動的であるため、今、大まかな日程でおさえている。3月に日程が決まるため調整を行っているところであるとの答弁がありました。

また、委員から、市民は予約が2カ月前からできるようになるが、2カ月前になっても予約ができないとなるという状況ではいけないので、早目に精査してもらいたいとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）については、健康福祉部所管について委員から、老人ホームの設置費について和光園が民間企業に移譲された後の状況はどうなっているかとの質疑がありました。執行部から、現在老人ホーム入所判定委員会を年3回開催しており、今年度については、ほぼ満床の状態であった。また、保護措置費が減額になったのは、市内の入所者を48名で算定していたが、44名の入所であったことと、他市の養護老人ホームに入所されていた方が亡くなられたことなどにより減額となったとの答弁がありました。

また委員から、スパ・タラソ天草のタンクローリー購入費が減額になったが、前委員会で報告のあった海水を吸い上げるポンプに係る費用は上がっていないのはどういうことかとの質疑がありました。執行部から、ポンプの設置に係る費用については、工事期間などのこともあり、指定管理者から申し出があり協議の結果、指定管理者が当該工事を行い、約110万円の工事費も負担することとなった。また、設置したポンプの取り扱いについては、次期指定管理者と現在の指定管理者と異なる場合もあるため、覚書を交わし、指定期間満了時に協議することとなったとの答弁がありました。その答弁を受けて、委員から指定管理者が負担するというので、申し出があったということだが、本来であれば市が負担すべきではないかと考える。覚書も交わしたということだが、次期指定管理者選定の際にその点が足かせにならないように、取得すべきであるとの意見がありました。

また、委員から、高等職業訓練促進給付金については、ことしの実績がどうだったのかとの質疑がありました。執行部から、今年は4名を見込んでいたが、実績は3名だった。そのうち2

名が卒業するところであるとの答弁がありました。その答弁を受けて委員から、その卒業する2名の卒業後の進路についてはわかっているのかとの質疑がありました。執行部から、進路については、確認をしていないが参考に聞きたいと考えているとの答弁がありました。

次に、教育部門について、委員から、学芸員報酬が減額になっていることの説明をとの質疑がありました。執行部から、当初学芸員は2名採用する予定だったが、実際に採用できたのは1名であり、残り1名の枠は一般の補助員を採用したため、学芸員と補助員の差額を減額したところとの答弁がありました。

このような質疑を経まして委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号、平成29年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号、平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号、平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号、平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算につきましては、健康福祉部所管について委員から、緊急通報端末機について、待機者がいると思うが、今現在何件あるかとの質疑がありました。執行部から、現在の待機は64件ほどあるが、取り外し点検済みの端末機により、3月中に30基の設置を予定している。残りの34基については、来年度購入の20機と今年度回収分の端末を含めた設置を予定しており、待機者をほぼ解消できると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、保育補助者雇上強化事業補助金についての内容はその質疑がありました。執行部から、保育補助者雇上強化事業については、私立保育園等における保育士の業務負担を軽減することにより、保育士の離職防止を図ることを目的とした事業で、保育士の補助を行う保育補助者を雇うための必要な経費について補助金を交付する事業で、市内の私立保育園の5園を予定しているとの答弁がありました。その答弁を受けて委員から、5園の予定をしているということは、ある程度手を挙げている保育園があるということかとの質疑があり、執行部から、この事業

について各保育園に照会した結果、実施予定の保育園が5園あったため、予算計上したところとの答弁がありました。

また委員から、ヘルシーメニュー開発事業委託料について、各市内の飲食店に献立を紹介するとあったが、配食サービス事業者に対して、紹介を実施する予定はないかとの質疑がありました。執行部からは、対象は飲食店を考慮しており、配食サービスに関しては、対象と考えていなかったもので、再度検討したいとの答弁がありました。

また委員から、健康福祉部全体の予算としてだが何度も委員会の中で人員配置については要望を上げてきたが、今年度の予算に反映されていないことに憤りを感じている。4月から介護保険や国民健康保険の改正が行われるが、はたしてこれを住民に納得いくサービスが提供できるのか。改正に対して全く予測がされていないと感じている。また、スパ・タラソ天草に関しては、経済振興部から、所管替えに際し、健康に関することで、何らかの補助金がとれる可能性があるとのことだったが、補助金に係る事業は何もない。事業も業務は多く、補助金も何もないまま、健康福祉部にそのままあり、人事配置も予算も、これまで委員会で何度も意見を出してきたが、反映されていないことに憤りを感じているとの意見が出ました。

次に、教育部門について委員から、ICT機器購入として、電子黒板を購入予定だということになるが、この機器を設置することで、各学校に一つの設置になるのかとの質疑がありました。執行部から、ICT機器整備計画が現在あり、5カ年で電子黒板やPC無線LANの配置計画を立てている。今年度予算に要求したのは、各学校のパソコン室に一台ずつ配置したいと考えているところ。プロジェクター式の持ち運びができるものを現在計画しているとの答弁がありました。

また、委員から、中南小学校簡易型校舎新築工事について、平成28年度に、中南小学校、中北小学校、維和小学校の統廃合についての答申があったが、平成28年と平成29年の統廃合に関する話し合いは何回行われたのかとの質疑がありました。執行部から、平成28年の3校のPTA役員との懇談会が持たれ、その時に中学校の統合を先に進めてほしいということで、統合は先送りになった。平成28年はその1回で、平成29年は、維和の小中学校を対象にした話し合いが1回行われたとの答弁がありました。その答弁を受けて、委員から、統廃合が困難なことは承知しているが、もともと平成28年度に統廃合していればこの予算は発生しなかったものであり、答申の中には住民の意見を聞いてとあるが、この2年に2回しか懇談会が開かれておらず、十分に意見を聞く努力をなされたのかとの質疑がありました。執行部から、維和、中北、中南小学校の統廃合の経緯については、平成26年度から平成27年度の統合説明会の経緯を踏まえて提案した校地について、平成28年度の説明会で、中北小学校から異論があり、白紙となったことから、さらなる会議の招集が困難となった。また、平成29年度については、現在、第2期学校規模適正化計画を策定中であることもあり、維和小中学校での懇談会の実施にとどまった。今後は、保護者等へのアンケートを継続的に実施し、意見を集約しながら、懇談会を実施し

ていく。また、今回の簡易教室の設置については、中南小学校では音楽の授業を普通の教室で行っており、緊急的な措置として予算計上したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、天草四郎時貞剣道大会優勝旗購入について、この大会は、以前は剣道協会が主催で行っていた大会だと思うが、今は市の教育委員会が主催ということかとの質疑がありました。執行部から、市の剣道協会が主催として行っていた事業だったが、剣道協会が会員の減少などの理由により、大会運営ができなくなったこと、また、大会に県内外から500名ほどの参加があり、経済効果が見込めるということで、市の主催として昨年から行っているとの答弁がありました。その答弁を受けて委員から、剣道協会が主催できなくなったから、市が引き継いだという形であるが、その基準は、何かあるのか。市内にはほかの種目のスポーツ大会もあり、会員の減少などはどの団体にも共通していることであるから、その基準は明確にしてほしいとの意見がありました。このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定予算につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号、平成30年度、上天草市診療所特別会計予算につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号、平成30年度上天草市介護保険特別会計予算につきましては、委員から、介護認定審査会について市民からの申請の後、スムーズに行われているかとの質疑がありました。執行部から認定については調査員による調査と主治医の意見書は必要であり、家族の状況も含めて調査を行い、それをもとに、審査会に送るため、判定まで概ね1カ月かかる。現在更新の方に対しては、認定期間が終了する2カ月前をめぐりにお知らせを送付し、更新の手続を行っている。意見書が若干おくれることもあるが、その場合には、原課から医師に連絡しているので、概ねスムーズに行えているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号、平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号、平成30年度上天草市水道事業会計予算につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算につきましては、執行部から、特別損失の計上について、看護専門学校の仮校舎として使用するために、平成26年4月に旧大道小学校舎を、上天草市から病院へ移管したものであり、その際に病院に土地と建物を資産として計上していた。また、仮校舎としての使用するために改修を行った。その改修費用を含めたところで、上天草市に移管することとなったため、土地と建物の資産の減少として計上したものであり、会計上については何ら問題ないところとの補足説明がありました。補足説明を受

けて委員から、当時は無償貸与だと聞いていたが、資産として計上していたのかとの質疑がありました。執行部から、平成26年4月1日から所管換えということで、病院の資産として計上していたとの答弁がありました。

また委員から、看護専門学校は収支だけ見ると600万円のマイナスとなっているが、ことしの入学実績は何人だったかとの質疑がありました。執行部から、今年の新入生は定員40名に対し33名だった。また来年度の入学見込みは40名を超えているが、まだ確定はしていない。看護専門学校単体で収支を合わせることは難しいと感じているとの答弁がありました。

また、委員から、入学金や授業料、寮費の値上げについては、今後検討していかなければならないと委員会でも話は出た。しかし看護専門学校は、単体の収支で見るとマイナスかもしれないが、その学校にいる生徒たちが龍ヶ岳町に住んでいることで、周囲の経済にとっては、貢献していることも考慮しなければならないとの意見がありました。

このような質疑を経まして委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号、指定管理者の指定についてにつきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号、工事請負契約変更につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定したことをあわせて御報告申し上げます。

以上で文教厚生委員長報告を終わります。

**○議長（園田 一博君）** 以上で文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** これで質疑を終わります。

議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）及び議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算を除く議案について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

**○5番（宮下 昌子君）** 議案第20号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論いたします。今回の条例改正によって、保険料が基準額で年間6万7,200円から6万9,600円に引き上げられることになり、2,400円の引き上げとなります。所得評価9段階の人は最高で年額4,080円の引き上げです。基金を取り崩し、引き上げ額を抑えたということですが、上天草市の市民所得は他市に比べ低くなっています。市民からは負担が重い。

1円たりとも上げてほしくないという声があります。現在の保険料でも高いと感じています。年金は減る一方で、公的支払いは増え、物価も上がる。こんな中での引き上げには到底賛成はできません。

よって、この条例改正には反対いたします。

**○議長（園田 一博君）** 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** これで討論を終わります。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決します。

議案第12号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第13号、上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号、上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号、上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

〔「起立採決ではないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 議案第20号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号、平成29年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号、平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号、平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号、平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号、平成30年度上天草市診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号、平成30年度上天草市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号、平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号、平成30年度上天草市水道事業会計予算を採決いただきます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号、工事請負契約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第26号 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する所管の各委員長の報告は可決です。議案第26号は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第35号 平成30年度上天草市一般会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する所管の各委員長の報告は可決です。議案第35号は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第8 報告第3号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第50号から日程第8、報告第3号までの以上3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、工事請負契約の締結についての議案1件、専決処分の報告についての報告案件2件、合計3件を提出しております。各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明

いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 議案第50号、工事請負契約の締結について、執行部から議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。あわせて説明資料の1ページをお願いいたします。議案第50号工事請負契約の締結について御説明いたします。

この議案は、樋島大橋補修工事に係る請負契約を締結するもので、契約の内容につきましては、工事名、樋島大橋補修工事。工事内容：工場製作工、工場製品輸送工、橋梁補修工。工事場所：上天草市龍ヶ岳町高戸から樋島地区内。工期：平成30年第2回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から平成31年2月25日まで。契約金額：2億3,004万円。契約の相手方：福岡県福岡市中央区天神四丁目2番31号。日本橋梁株式会社九州営業所所長小市勉。契約の方法：条件付一般競争入札（単体・事後審査型）でございます。

この契約を締結するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、追加議案書の2ページをお願いいたします。あわせて説明資料の3ページをお願いいたします。報告第2号について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。

専決第2号、和解及び損害賠償額の決定について、平成29年7月8日正午ごろ、上天草市大矢野町上1020番地3において発生した消防小型ポンプ付積載車接触事故に関し、平成30年2月19日に専決処分を行い、家屋の所有者と損害賠償の額を決定し和解したものでございます。

この事故は消防団員が消防小型ポンプ付積載車を運転中、交差点で対向車を避けた際、積載車に搭載しているはしごが、和解の相手方が所有する、家屋の軒に接触し損傷を与えたものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で執行部からの説明は終わりました。これから、質疑を行います。

議案第50号、工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 議案第55号工事請負契約の締結についての討論をしたいと思いません。

議員の皆さんに訴えます。工事内容についてはですね、深く私が関与しませんけど、2億3,000万という大きな金額は、1社ですするという事をですね、誰もこう不思議に思わないかという思いで討論させていただきますが、私自身は反対で討論させていただきます。1社です、するということはいかななものかと。少なくとも、全部地元のもので、割合は別として、名前だけでも入れる必要はあるんじゃないかなろうかという思いで、反対をさせていただくわけですが、実際のところ樋島の橋をですね、行ったり来たりする通行止め、いろんな事を考えたとき、知らない業者だけがここに入っているのかな。少なくとも名前だけでもですね、入れて当然じゃないかという思いで、反対討論をさせていただきます。以上です。

○議長（園田 一博君） ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり、可決されました。

日程第8、報告第3号、専決処分の報告について。工事請負契約の変更について説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（中 文近君） よろしくお願ひいたします。追加議案書の3ページをお願いいたします。あわせまして、説明資料の7ページをお願いいたします。報告第3号について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。専決第3項につきましては、平成29年第5回上天草市議会臨時会において議決され、平成29年11月16日付けで、変更の専決処分を行いました、松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事請負契約のうち、契約金額1億7,772万1,743円を平成30年2月26日付けで323万636円増額いたしまして、1億8,095万2,379円に変更したものでございます。

変更の主な内容につきましては、グラウンドの天然芝の床土であります真砂土の厚みが当初設計より厚かったため、土砂の掘削及び運搬等について変更し、また、天然芝生のはぎ取り面積が当初設計で想定した数例より少なかったため変更を行ったものなどがございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

---

日程第9 発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

**○議長（園田 一博君）** 日程第9、発議第1号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、新宅靖司君。

**○9番（新宅 靖司君）** 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について、発議第1号、お手元に配付してありますので、読み上げます。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について、議会規則第14条第2項の規定により提出するものであり、提出者は、総務常任委員長、新宅靖司です。

提案理由及び意見書の概要については、昨年、7月7日核兵器禁止条約が採択され、条約は核兵器について、破滅的結末をもたらす非人道的な兵器であり、非人道的であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった核兵器禁止条約は、核兵器完全撤廃、完全廃絶につながる画期的なものであり、戦争放棄を定め、憲法を持つ日本は核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められている。

よって、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印するように強く要望する意見書を提出するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日。上天草市議会議長、園田一博。

以上御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

**○議長（園田 一博君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

発議第1号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 発議第2号 上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第10、発議第2号、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。発議第2号、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市議会会議規則第14条、第2項の規定により提出するものであり、提出者は、議会運営委員長、北垣潮です。

提案理由は、特別職報酬等審議会の期末手当支給月数に関する答申を踏まえ、上天草市議会議員の期末手当の支給割合を年間2.6月分から2.9月分に改めるため、関係条例の規定を整備する必要があります。また、旅行諸費及び宿泊料等について、熊本県及び他市の状況を踏まえ、旅行諸費及び宿泊料等を、実情に合った額に改めるため、関係条例を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

平成30年3月19日、上天草市議会議長、園田一博。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

発議第2号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

**○議長（園田 一博君）** 日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査、及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第2回上天草市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上天草市議会議長

園 田 一 博

署 名 議 員

津 留 和 子

署 名 議 員

桑 原 千 知